



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年10月24日火曜日 第1806号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	910
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	910
肥料登録有効期間の更新.....	910
土地改良区役員の就退任の届出（11件）.....	911
土地改良区の定款変更の認可.....	914
新たな土地改良事業の施行の認可.....	914
地域森林計画案の公表.....	914
地域森林計画の変更案の公表（4件）.....	914
解除予定保安林.....	915
道路の区域変更（一般国道378号）.....	915
道路の区域変更（県道宇和三瓶線）.....	915
道路の供用開始（ " ）.....	915
道路の区域変更（県道瀬田八多喜停車場線）.....	916
道路の供用開始（ " ）.....	916

道路の位置の指定.....	916
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	916

告 示

○愛媛県告示第1538号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
光生病院	今治市室屋町三丁目2番地10	医療法人補天会	平成21年10月22日まで

○愛媛県告示第1539号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
デオデオ今治本店	今治市馬越町二丁目4番10号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前10時から午後8時まで	午前10時から午後9時まで	平成18年10月11日	平成18年10月10日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで	午前9時30分から午後9時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1540号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成21年10月23日	愛媛県第1241号	魚糞物加工肥料	明浜漁協魚糞物加工肥料	窒素全量 7.0 りん酸全量 1.5 加里全量 1.0	公定規格のとおり	明浜漁業協同組合 愛媛県西予市明浜町狩浜 1 - 215

○愛媛県告示第1541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市橋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	高橋敏夫	西条市西泉乙369番地3
"	横井公之	西条市榑木160番地
"	藤原騏雄	西条市西泉乙412番地
"	西坂道輝	西条市西田甲530番地
"	難波江好美	西条市榑木144番地4
"	永井保	西条市野々市122番地
"	佐伯時哉	西条市坂元甲394番地1
"	佐伯美由喜	西条市坂元甲347番地
"	楠学	西条市坂元甲39番地
"	石川薫明	西条市洲之内甲444番地
"	松本省三	西条市中野甲492番地
"	戸田静雄	西条市禎瑞1752番地
監事	村上和孝	西条市野々市59番地
"	伊東章	西条市禎瑞618番地
"	横井清光	西条市西泉乙147番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	高橋敏夫	西条市西泉乙369番地3
"	横井公之	西条市榑木160番地
"	藤原騏雄	西条市西泉乙412番地
"	岩本雄一	西条市西田甲536番地
"	難波江好美	西条市榑木144番地4
"	永井保	西条市野々市122番地
"	工藤純	西条市坂元甲409番地
"	佐伯一男	西条市坂元甲347番地
"	楠学	西条市坂元甲39番地
"	石川薫明	西条市洲之内甲444番地
"	松本省三	西条市中野甲492番地
"	戸田静雄	西条市禎瑞1752番地
監事	村上和孝	西条市野々市59番地
"	伊東章	西条市禎瑞618番地
"	高橋秀信	西条市西泉乙126番地

○愛媛県告示第1542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市三津屋土地改良区から次のとおり役員が就任、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	石原一雄	西条市三津屋南12番7
"	石原尚	西条市三津屋395番地
"	高山昌徳	西条市三津屋122番地
"	一色力彌	西条市三津屋南2番29
"	一色和成	西条市三津屋370番地
"	一色実	西条市三津屋8番地3
監事	頼木勇二	西条市周布367番地2
"	一色英雄	西条市三津屋79番地5

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	石原一雄	西条市三津屋南12番7
"	石原尚	西条市三津屋395番地
"	高山昌徳	西条市三津屋122番地
"	一色力彌	西条市三津屋南2番29
"	一色和成	西条市三津屋370番地
"	二神清一	西条市三津屋108番地
監事	頼木勇二	西条市周布367番地2
"	一色実	西条市三津屋8番地3

○愛媛県告示第1543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市明理川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	秋川多功	西条市明理川152番地
"	一色正喜	西条市明理川288番地2
"	秋川久男	西条市明理川286番地2
"	一色雅典	西条市明理川182番地
"	秋川信二	西条市明理川197番地
監事	石原保志	西条市明理川171番地
"	石原浩	西条市明理川163番地2

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	秋川多功	西条市明理川152番地
"	一色正喜	西条市明理川288番地2

"	秋 川 久 男	西条市明理川286番地 2
"	一 色 雅 典	西条市明理川182番地
"	一 色 治 久	西条市明理川179番地
監 事	石 原 正 照	西条市明理川318番地
"	石 原 保 志	西条市明理川171番地

"	日野岡 哲 良	西条市北条517番地
"	頼 木 勇 二	西条市周布367番地 2
監 事	二 神 健 訓	西条市周布458番地 1
"	高 橋 弘	西条市周布1609番地
"	鈴 鹿 清 重	西条市吉田465番地 1
"	近 藤 通 利	西条市吉田601番地 1

○愛媛県告示第1544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市周布土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 塚 喜 一	西条市周布1351番地
"	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
"	青 野 幸 雄	西条市吉田1153番地
"	森 田 稔	西条市周布2187番地
"	鈴 鹿 克 則	西条市周布1539番地 1
"	一 色 宣 征	西条市周布1591番地
"	鈴 鹿 清 重	西条市吉田465番地 1
"	伊 藤 博	西条市吉田180番地 2
"	岩 井 健	西条市北条1548番地
"	日 野 義 幸	西条市吉田236番地 2
"	高 橋 義 昭	西条市吉田1040番地 2
"	越 智 保 身	西条市吉田623番地
"	吉 木 光 義	西条市吉田810番地 2
"	戸 田 清 隆	西条市石田758番地
"	頼 木 博	西条市三津屋南11番16
"	三 村 研 一	西条市周布478番地 3
監 事	藤 岡 昇	西条市周布1801番地
"	武 田 一 郎	西条市周布1384番地
"	長 井 佑 二	西条市吉田251番地 1
"	近 藤 通 利	西条市吉田601番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	平 塚 喜 一	西条市周布1351番地
"	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
"	日 野 正	西条市吉田501番地
"	森 田 稔	西条市周布2187番地
"	鈴 鹿 克 則	西条市周布1539番地 1
"	一 色 宣 征	西条市周布1591番地
"	高 橋 通	西条市周布519番地
"	伊 藤 博	西条市吉田180番地 2
"	一 色 英 陽	西条市吉田1159番地
"	日 野 義 幸	西条市吉田236番地 2
"	高 橋 義 昭	西条市吉田1040番地 2
"	越 智 保 身	西条市吉田623番地
"	吉 木 光 義	西条市吉田810番地 2
"	戸 田 清 隆	西条市石田758番地

○愛媛県告示第1545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市大新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 内 萬 次	西条市大新田213番地
"	曾我部 恒 夫	西条市大新田201番地
"	柳 瀬 豊 明	西条市大新田554番地 3
"	稲 井 昭 一	西条市大新田193番地
"	稲 井 重 弘	西条市大新田551番地
監 事	柳 瀬 幸 蔵	西条市大新田230番地
"	柳 瀬 幹 夫	西条市大新田224番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 内 萬 次	西条市大新田213番地
"	曾我部 恒 夫	西条市大新田201番地
"	柳 瀬 豊 明	西条市大新田554番地 3
"	川 上 龍 治	西条市大新田142番地 7
"	稲 井 昭 一	西条市大新田193番地
監 事	柳 瀬 幸 蔵	西条市大新田230番地
"	柳 瀬 幹 夫	西条市大新田224番地

○愛媛県告示第1546号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市喜多台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 町 讓	西条市喜多台189番地 1
"	白 石 孝 司	西条市喜多台89番地
"	中 路 芳 正	西条市喜多台76番地
"	木 原 浩	西条市喜多台232番地 1
"	越 智 和 男	西条市喜多台61番地
監 事	藤 原 幹 雄	西条市喜多台205番地
"	中 路 博	西条市喜多台227番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 川 好 弘	西条市喜多台100番地
"	寺 町 譲	西条市喜多台189番地 1
"	白 石 孝 司	西条市喜多台89番地
"	中 路 芳 正	西条市喜多台76番地
"	中 路 美智雄	西条市喜多台348番地
監 事	藤 原 幹 雄	西条市喜多台205番地
"	木 原 浩	西条市喜多台232番地 1

○愛媛県告示第1547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市円海寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	檜 垣 鐵 雄	西条市円海寺249番地 1
"	川 上 尚 志	西条市円海寺293番地 1
"	森 山 剛	西条市円海寺273番地 1
"	飯 尾 要	西条市円海寺90番地 4
"	玉 井 常 馬	西条市円海寺43番地 2
監 事	越 智 博 司	西条市円海寺175番地 4
"	黒 河 正 春	西条市円海寺175番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 山 剛	西条市円海寺273番地 1
"	飯 尾 要	西条市円海寺90番地 4
"	檜 垣 鐵 雄	西条市円海寺249番地 1
"	川 上 尚 志	西条市円海寺293番地 1
"	黒 河 正 春	西条市円海寺175番地 2
監 事	玉 井 常 馬	西条市円海寺43番地 2
"	越 智 博 司	西条市円海寺175番地 4

○愛媛県告示第1548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市泊土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 峰 夫	松山市泊町104
"	小 池 哲 也	松山市泊町885
"	萩 野 耕 司	松山市泊町552

"	小 池 進	松山市泊町765
"	小 池 真 悟	松山市泊町971
監 事	中 川 保	松山市泊町513
"	中 村 善 文	松山市泊町511

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 池 哲 也	松山市泊町885
"	田 中 好 彦	松山市泊町926 - 1
"	松 本 峰 夫	松山市泊町104
"	田 中 定 秀	松山市泊町768
"	萩 野 耕 司	松山市泊町552
監 事	中 川 保	松山市泊町513
"	中 村 善 文	松山市泊町511

○愛媛県告示第1549号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 賢 二	松山市平井町688

○愛媛県告示第1550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長浜町土地改良区から次のとおり役員が就任、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	菊 地 宣 之	大洲市豊茂甲503 - 2
"	鎌 田 圭 二	大洲市豊茂甲688
"	西 川 美喜雄	大洲市長浜町上老松甲419
"	惣 谷 夫二郎	大洲市戒川甲964
"	渡 邊 重 孝	大洲市柴甲1051
"	宮 本 増 憲	大洲市戒川甲214
"	矢 間 一 義	大洲市長浜町今坊甲1407
"	大 谷 信 行	大洲市長浜町黒田甲290 - 3
"	田 中 堅太郎	大洲市長浜町櫛生乙135
"	岡 孝 志	大洲市長浜町沖浦丙2125
"	垣 見 芳 彦	大洲市長浜町出海乙1169
"	河 中 清 則	大洲市長浜町出海甲1301 - 1
"	丸 山 壽 一	大洲市長浜甲491
監 事	山 下 利 治	大洲市柴甲1595
"	政 所 憲 一	大洲市長浜町櫛生乙149

〃	木 下 健 次	大洲市長浜町下須戒甲1909
---	---------	----------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 保 幾 男	大洲市長浜町下須戒甲935
〃	西 川 美喜雄	大洲市長浜町上老松甲419
〃	惣 谷 夫二郎	大洲市戒川甲964
〃	渡 邊 重 孝	大洲市柴甲1051
〃	宮 本 増 憲	大洲市戒川甲214
〃	矢 間 一 義	大洲市長浜町今坊甲1407
〃	久 保 正 甫	大洲市長浜町黒田甲228 - 2
〃	田 中 堅太郎	大洲市長浜町櫛生乙135
〃	岡 孝 志	大洲市長浜町沖浦丙2125
〃	小 西 甫 明	大洲市長浜町出海甲1272
〃	垣 見 芳 彦	大洲市長浜町出海乙1169
〃	丸 山 壽 一	大洲市長浜甲491
監 事	菊 地 宣 之	大洲市豊茂甲503 - 2
〃	山 下 利 治	大洲市柴甲1595
〃	實 生 芳 正	大洲市長浜町櫛生乙893

○愛媛県告示第1551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、城川町魚成土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	浅 野 秀三郎	西予市城川町魚成4030番地
〃	河 野 源太郎	西予市城川町魚成4019番地
〃	田 中 正 男	西予市城川町魚成1558番地
〃	織 田 道 信	西予市城川町魚成3209番地
〃	松 根 義 文	西予市城川町魚成1742番地
〃	白 石 秋 雄	西予市城川町魚成1726番地
〃	土居原 登	西予市城川町魚成1537番地
〃	芝 淳	西予市城川町魚成4262番地
〃	岡 田 清 志	西予市城川町魚成3636番地
〃	河 野 涉	西予市城川町魚成4410番地
〃	青 木 志 郎	西予市城川町魚成4871番地
〃	河 野 正 弘	西予市城川町魚成5073番地
〃	青 木 新	西予市城川町魚成4978番地
〃	河 野 光 男	西予市城川町魚成4983番地
監 事	志 波 豊	西予市城川町魚成4594番地
〃	山 内 莊 陸	西予市城川町魚成69番地
〃	土居原 克 彦	西予市城川町魚成1691番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宇都宮 憲 一	西予市城川町魚成3951番地
〃	矢 野 昌 之	西予市城川町魚成1700番地

〃	榊 原 茂	西予市城川町魚成3926番地
〃	河 野 博	西予市城川町魚成4215番地
〃	山 内 仁	西予市城川町魚成1413番地
〃	矢 野 勝 幸	西予市城川町魚成1687番地
〃	松 根 保	西予市城川町魚成1705番地
〃	白 石 秋 雄	西予市城川町魚成1726番地
〃	河 野 正 弘	西予市城川町魚成5073番地
〃	青 木 新	西予市城川町魚成4978番地
〃	松 浦 敬一郎	西予市城川町魚成4638番地
〃	若 宮 晴 義	西予市城川町魚成4178番地
〃	河 野 光 男	西予市城川町魚成4983番地
〃	伊 原 八 重	西予市城川町魚成3306番地
監 事	志 波 豊	西予市城川町魚成4594番地
〃	赤 松 博 人	西予市城川町魚成3196番地
〃	河 野 守 正	西予市城川町魚成837番地

○愛媛県告示第1552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市荏原地区土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・覆藁地区）の施行を平成18年10月11日認可した。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1554号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、南予地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を宇和島地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1555号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を八幡浜地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1556号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を松山地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1557号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を西条地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1558号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を今治地方局産業経済部森林林業課及び松山地方局産業経済部森林林業課において告示の日から

30日間公衆の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1559号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
四国中央市具定町字分木乙63の4、乙63の5（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	378号	伊予市双海町高野川甲326番8から 同町高野川甲326番9まで	旧	メートル 27.5～34.5	キロメートル 0.060	
			新	32.0～35.0	0.060	

○愛媛県告示第1561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和三瓶線	西予市宇和町西山田2285番から 同町西山田2336番3まで	旧	メートル 4.2～11.0	キロメートル 0.416	
			新	11.0～19.5	0.416	

○愛媛県告示第1562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三瓶線	西予市宇和町西山田2285番から 同町西山田2336番3まで	平成18年10月24日

○愛媛県告示第1563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町甲205番3地先から 同町甲205番1地先まで	旧	メートル 5.3～9.0	キロメートル 0.020	
			新	8.0～13.0	0.020	

○愛媛県告示第1564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町甲205番3地先から 同町甲205番1地先まで	平成18年10月24日

○愛媛県告示第1565号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

- 四国中央市金生町下分子板屋 856 番 1
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市川之江町2893番地 1
富士住宅産業株式会社
代表取締役 白石 一忠
- 3 図面省略

○愛媛県告示第1566号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成18年10月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第29号	八幡浜市古町二丁目3番1号	愛媛県立八幡浜工業高等学校 P . T . A	八幡浜市古町二丁目3番1号 愛媛県立八幡浜工業高等学校内	平成18年10月5日
新第1号	新居浜市本郷二丁目4番18号	社団法人愛媛県猟友会新居浜支部	新居浜市本郷二丁目4番18号 有限会社新栄測量設計内	平成18年10月6日